

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改 正 案	現 行
<p>Ⅲ 銀行の検査・監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ－1 検査・監督事務に係る基本的考え方</p> <p>Ⅲ－1－10 書面・対面による手続きについての留意点</p> <p>銀行等による当局への申請・届出等及び当局から銀行等に対し発する処分通知等については、それぞれ情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（以下「デジタル手続法」という。）第6条第1項及び第7条第1項の規定により、法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されている場合においても、当該法令の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができることとされている。</p> <p>こうしたデジタル手続法の趣旨を踏まえ、同法の適用対象となる手続きに係る本監督指針の規定についても、当該規定の書面・対面に係る記載にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるものとする。</p> <p>また、経済社会活動全般において、デジタライゼーションが飛躍的に進展している中、政府全体として、書面・押印・対面手続きを前提とした我が国の制度・慣行を見直し、実際に足を運ばなくても手続きができるリモート社会の実現に向けた取組みを進めている。</p> <p>金融庁としても、こうした取組みを着実に進めるため、銀行等から受け付ける申請・届出等について、全ての手続きについてオンラインでの提出を可能とするための金融庁電子申請・届出システムを更改したほか、押印を廃止するための内閣府令及び監督指針等の改正を行うこと等により、行政手続きの電子化を推進してきた。</p>	<p>Ⅲ 銀行の検査・監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ－1 検査・監督事務に係る基本的考え方</p> <p>Ⅲ－1－10 書面・対面による手続きについての留意点</p> <p>銀行等による当局への申請・届出等及び当局から銀行等に対し発する処分通知等については、それぞれ情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（以下「デジタル手続法」という。）第6条第1項及び第7条第1項の規定により、法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されている場合においても、当該法令の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができることとされている。</p> <p>こうしたデジタル手続法の趣旨を踏まえ、同法の適用対象となる手続きに係る本監督指針の規定についても、当該規定の書面・対面に係る記載にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるものとする。</p> <p>また、経済社会活動全般において、デジタライゼーションが飛躍的に進展している中、政府全体として、書面・押印・対面手続きを前提とした我が国の制度・慣行を見直し、実際に足を運ばなくても手続きができるリモート社会の実現に向けた取組みを進めている。</p> <p>金融庁としても、こうした取組みを着実に進めるため、銀行等から受け付ける申請・届出等について、全ての手続きについてオンラインでの提出を可能とするための金融庁電子申請・届出システムを更改したほか、押印を廃止するための内閣府令及び監督指針等の改正を行うこと等により、行政手続きの電子化を推進してきた。</p>

改 正 案	現 行
<p>更に、民間事業者間における手続についても、「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」を開催し、業界全体での慣行見直しを促すことにより、書面の電子化や押印の不要化、対面規制の見直しに取り組んできた。</p> <p>このような官民における取組みも踏まえ、本監督指針の書面・対面に係る記載のうち、デジタル手続法の適用対象となる手続きに係るもの以外についても、顧客保護の観点から書面・対面が望ましい場合等として以下の（注）に掲げる場合を除き、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるものとする。</p> <p>以上のような取扱いとする趣旨に鑑み、本監督指針の規定に基づく手続きについては、手続きの相手方の意向を考慮した上で、可能な限り、書面・対面によらない方法により行うことを慇懃するものとする。</p> <p><u>(注) II-8に記載する自筆困難者等への対応を行う場合は、上記取扱いの対象外となることに留意する。</u></p>	<p>更に、民間事業者間における手続についても、「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」を開催し、業界全体での慣行見直しを促すことにより、書面の電子化や押印の不要化、対面規制の見直しに取り組んできた。</p> <p>このような官民における取組みも踏まえ、本監督指針の書面・対面に係る記載のうち、デジタル手続法の適用対象となる手続きに係るもの以外についても、顧客保護の観点から書面・対面が望ましい場合等として以下の（注）に掲げる場合を除き、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるものとする。</p> <p>以上のような取扱いとする趣旨に鑑み、本監督指針の規定に基づく手続きについては、手続きの相手方の意向を考慮した上で、可能な限り、書面・対面によらない方法により行うことを慇懃するものとする。</p> <p><u>(注) 以下の場合については、上記取扱いの対象外であることに留意する。</u> ①<u>III-1-1-1に記載する原本送付を求める場合</u>  <u>②<u>II-8に記載する自筆困難者等への対応</u></u></p>
<p><b>III-1-1-1 申請書等を提出するに当たっての留意点</b></p> <p><u>III-1-1-0を踏まえ、銀行等による当局への申請・届出等（公的機関が発行する添付書類（住民票の写し、身分証明書、戸籍謄本等）を含む。）</u>については、原則として、以下（1）、（2）に掲げる方法により提出を求ることとする。</p> <p><u>なお、公的機関が発行する添付書類については、デジタルカメラ、スキヤナ等を用いて記録した事項が原本に記載されている事項が不鮮明である等確認に支障がある場合には、原本送付を求ることとする。また、</u></p>	<p><b>III-1-1-1 申請書等を提出するに当たっての留意点</b></p> <p><u>III-1-1-0を踏まえ、銀行等による当局への申請・届出等について</u>は、原則として、以下（1）、（2）に掲げる方法により提出を求ることとする。</p> <p><u>ただし、公的機関が発行する添付書類（住民票の写し、身分証明書、戸籍謄本、税・手数料等の納付を証する書類等）については、原本送付を求めることとする。</u></p>

改 正 案	現 行
<p><u>税・手数料等の納付が必要な手続において、電子納付以外により納付を受け付ける場合には、別途、税・手数料等の納付を証する書類の原本送付を求ることとする。</u></p> <p>(1) 金融庁電子申請・届出システム          銀行等による当局への申請・届出等のうち、(2) に掲げる金融庁業務支援統合システム（以下「統合システム」という。）を利用して提出を求める手続を除いては、原則として、金融庁電子申請・届出システムを利用して法令に定める提出期限までに提出を求ることとする。</p> <p>(2) 金融庁業務支援統合システム          業務報告書（中間期にあっては中間業務報告書）については、原則として、統合システムを利用して提出を求ることとする。</p>	<p>(1) 金融庁電子申請・届出システム          銀行等による当局への申請・届出等のうち、(2) に掲げる金融庁業務支援統合システム（以下「統合システム」という。）を利用して提出を求める手続を除いては、原則として、金融庁電子申請・届出システムを利用して法令に定める提出期限までに提出を求ることとする。  <u>ただし、金融庁がホームページにおいて掲載する e-Gov を利用して申請書等の提出が可能な手続については、当面の間、金融庁電子申請・届出システムを利用した提出と並行して、e-Gov を利用した提出についても可能とする。</u></p> <p>(2) 金融庁業務支援統合システム          業務報告書（中間期にあっては中間業務報告書）については、原則として、統合システムを利用して提出を求ることとする。</p>